

○さいたま市障害支援区分認定審査会条例

平成18年3月23日
条例第15号

(名称)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条に規定する審査会の名称は、さいたま市障害支援区分認定審査会(以下「審査会」という。)という。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(委員の定数)

第2条 審査会の委員の定数は、50人以内とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第8号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条の規定、第2条中さいたま市障害程度区分認定審査会条例第1条の改正(「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。)、第3条の規定、第4条中さいたま市障害者福祉施設春光園条例第1条の改正、第5条中さいたま市槻の木条例第1条の改正、第6条中さいたま市日進職業センター条例第1条の改正、第7条中さいたま市かやの木条例第1条の改正、第8条中さいたま市みずき園条例第1条の改正、第9条の規定、第10条中さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例第1条の改正及び第11条の規定 平成25年4月1日

(3) 第2条(さいたま市障害程度区分認定審査会条例第1条の改正(「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。)を除く。)及び第12条の規定 平成26年4月1日